

熊本市介護保険条例の一部改正について

熊本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 号ア中「200 万円」を「210 万円」に改め、同条第 8 号ア中「300 万円」を「320 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提出理由）

介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 35 号）の施行による介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じ、第 1 号被保険者の所得段階の判定に用いる合計所得金額の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。